

北海道消費者被害防止ネットワーク設立状況

近年、社会経済情勢の変化に伴い、販売方法や契約方法が複雑化・多様化し、消費者がトラブルに巻き込まれるケースが急増し、消費者相談も大幅に増加してきた。このような消費者被害を未然に防止するため、社会福祉団体や学校関係、行政機関などが連携し、地域ぐるみでフォローする仕組み「北海道消費者被害防止ネットワーク」を平成15年12月17日(水)に北海道環境生活部生活振興課、北海道警察本部相談課・生活経済課、北海道立消費生活センターが幹事となり設立しました。

現在、オブザーバーを含む38団体で構成されています。

北海道消費者被害防止ネットワーク構成団体

機関・団体名		機関・団体名	
1	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会	20	北海道行政書士会
2	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会	21	日本私立大学協会 北海道支部
3	社団法人 北海道ろうあ連盟	22	日本私立短期大学協会 北海道支部
4	社団法人 北海道視力障害者福祉連合会	23	社団法人 北海道私立専修学校各種学校連合会
5	札幌市視力障害者福祉センター	24	北海道高等学校長協会
6	社団法人 北海道身体障害者福祉協会	25	北海道特殊学校長協会
7	北海道町内会連合会	26	北海道私立中学高等学校協会
8	財団法人 北海道民生委員児童委員連盟	27	北海道経済産業局 消費経済課
9	財団法人 札幌市民生委員児童委員協議会	28	北海道財務局
10	社団法人 北海道老人クラブ連合会	29	札幌市市民まちづくり局 消費者センター
11	財団法人 札幌市老人クラブ連合会	30	社団法人 札幌消費者協会
12	財団法人 北海道長寿社会振興財団	31	北海道教育庁生涯学習部高校教育課
13	北海道ホームヘルプサービス協議会	32	北海道経済部 金融課
14	社団法人 北海道貸金業協会	33	北海道環境生活部生活振興課
15	財団法人 北海道防犯団体連合会	34	北海道警察本部総務部警察相談課
16	北海道市長会	35	北海道警察本部生活安全部生活経済課
17	北海道町村会	36	北海道立消費生活センター
18	北海道弁護士会連合会消費者保護委員会	37	社団法人 北海道消費者協会
19	北海道ブロック司法書士協議会		

38	オブザーバー	公正取引委員会事務総局 北海道事務所
----	--------	--------------------

○ 地域における消費者被害防止ネットワークの設立状況

① 平成15年12月17日以前に同様の活動をしている市町村及び地域

宗谷支庁管内、美幌町、芽室町、苫前町、斜里町

② 平成15年12月17日以後に設立した地域及び設立日

中標津町	平成16年5月11日設立	音更町	平成17年6月24日設立
厚岸町	// 7月13日設立	倶知安町	// 6月29日設立
根室市	// 10月13日設立	浦臼町	// 7月19日設立
白老町	// 10月25日設立	標茶町	// 8月18日設立
北見市	// 11月19日設立	函館市	// 9月30日設立
弟子屈町	平成17年1月21日設立	滝川市	// 11月25日設立
江差町	// 2月1日設立	小樽市	// 11月29日設立
釧路市	平成17年4月25日設立	釧路町	// 12月2日設立

平成17年度12月21日現在の設立状況は 20市町・1管内の21地域である。

③ 現在、設立準備中(検討中を含む)の地域 : 士別市、紋別市

事件、事故や救助を求められたら 急いで110番へ

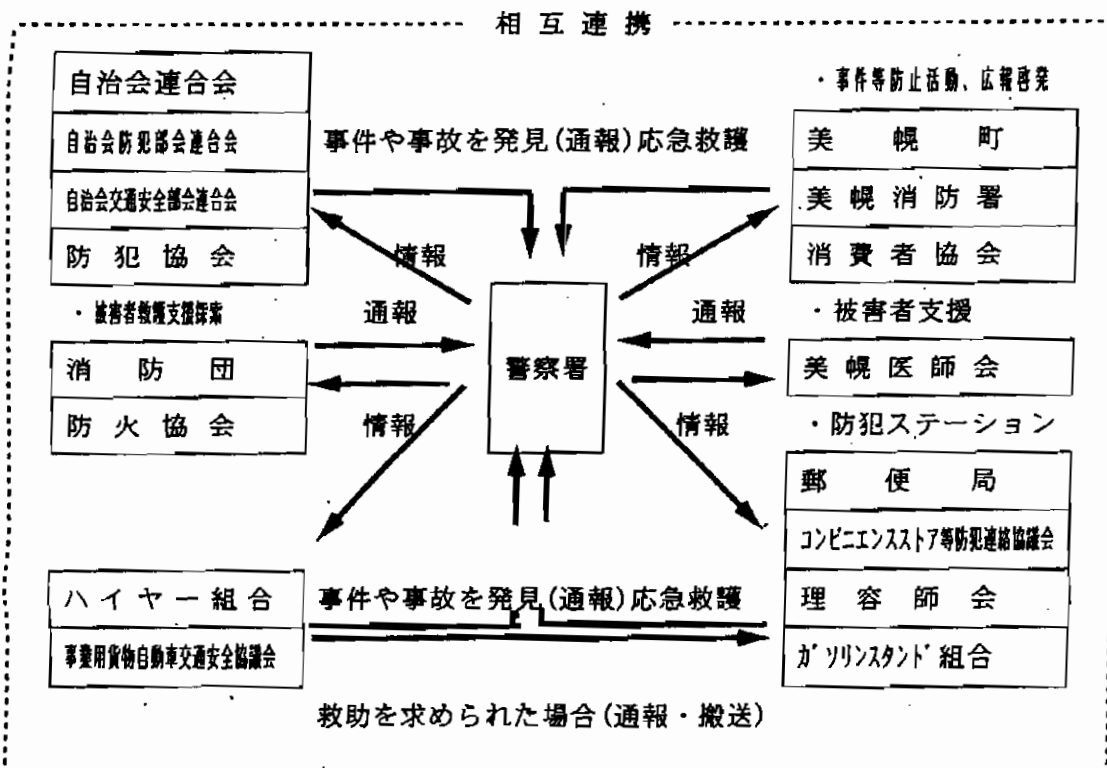


110番ネットワークは、
町民の安全を守ります。

- ・女性や子供、また身に迫った危険のある人が犯罪等に巻き込まれる恐れがある場合に、速やかに110番通報するとともに安全な場所への搬送を行います。
- ・事件や事故、青少年の非行を目撃、発見した場合に110番通報し犯罪の未然防止や早期解決をはかります。

情報の共有化

犯罪の抑止 110番ネットワーク 被害者支援



110番ネットワーク連絡先 美幌警察署 TEL 2-0110番

「白老町消費者被害防止ネットワーク」設立会議

■日時：平成16年10月25日（月）10：00～

■場所：しらおい経済センター2階会議室

会議次第

1 開会

2 あいさつ

- ・設立準備会代表 白老消費者協会会長 野田 正道
- ・白老町長 鮎谷 長政 様

3 参加者紹介

4 協議

(1) 議案1

白老町消費者被害防止ネットワーク設置要綱（案）及び構成団体について
（別紙）

(2) 議案2

具体的取組案について

- ① 警察、北海道消費者協会、白老町消費生活相談員等からの情報提供や構成団体からの実体験による「情報交換会」を開催。
- ② 構成団体に対する消費者教育を実施。
- ③ おれおれ詐欺の被害防止を図るため「模擬体験」を実施。
- ④ 「白老町消費者被害防止ネットワークだより」の作成。
- ⑤ 街頭において被害防止啓発運動の実施。

5 その他

6 閉会

・・・ 講 演 ・・・

「消費者を取り巻く、最近の犯罪及び被害状況等について」

苫小牧警察署長 渡辺 政則 様

白老町消費者被害防止ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 この白老町消費者被害防止ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）は、近年の消費生活環境の多様化に鑑み悪質・巧妙化する、いわゆる悪質商法等に町民がさらされないように、関係機関・団体等が連携し、確かな情報を町民に提供し、且つ町民からの苦情・相談を適切に処理し悪質商法等の追放と消費者被害を防止することを目的として設置する。

(ネットワークの構成)

第2条 前条の目的を達成するため別表に掲げる関係機関・団体等によりネットワークを構成し、関係機関・団体等の密接な連携のもとに消費者被害防止運動を展開する。

(活動内容)

第3条 ネットワークは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 関係機関・団体等から悪質商法等に関する情報を収集し、当該情報を関係機関・団体等の会員に提供すること
- (2) 関係機関・団体等が行う消費者教育・啓発活動を支援すること
- (3) その他、消費者被害防止のため必要と認められる活動を行うこと

(幹事会)

第4条 ネットワークに必要な事項を協議するため幹事会を置き、次の機関の職員を充てる。

- (1) 白老町役場生活環境課
- (2) 苫小牧警察署警務課相談係及び生活安全課
- (3) 白老消費者協会

2 幹事会は、事務事業等に関する協議及び連絡調整に当たる。

3 幹事会は、幹事が協議のうえ開催する。

(事務局)

第5条 事務局は白老消費者協会に置き、次の事務事業等进行处理する。

- (1) 情報交換会の開催
- (2) 消費者教育の実践
- (3) 悪質商法等に関する情報収集及び啓発活動並びに支援
- (3) 関係機関・構成団体等への連絡及び協議
- (4) 幹事会の開催
- (5) その他、目的達成するための必要な事項

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、白老消費者協会会長が別に定める。

附則

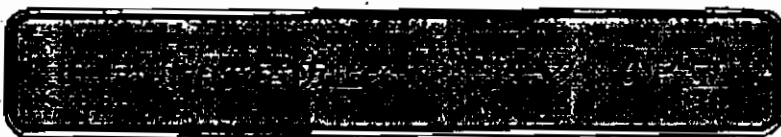
この要綱は、平成16年10月25日から施行する。

別表

白老町消費者被害防止ネットワーク構成団体名簿

(順不同)

	団 体 名	代表者氏名	備 考
1	白老町	町長	
2	白老消費者協会	会長	
3	白老町町内会連合会	会長	
4	白老町社会福祉協議会	会長	
5	白老町高齢者クラブ連合会	会長	
6	白老町防犯協会	会長	
7	苫小牧警察署	署長	
8	白老金融協会	幹事	
9	白老町民生委員児童委員協議会	会長	
10	北海道白老東高等学校	校長	
11	北海道栄高等学校	校長	
12	白老町校長会	会長	
13	白老町PTA連合会	会長	
14	白老町商工会	会長	
15	白老町婦人団体連絡協議会	会長	
16	(社)白老観光協会	会長	
17	白老建設協会	会長	
18	(社)白老青年会議所	理事	
19	社台郵便局	局長	
20	白老郵便局	局長	
21	萩野郵便局	局長	
22	竹浦郵便局	局長	
23	虎杖浜郵便局	局長	
24	いぶり中央漁業協同組合	組合長	
25	J Aとまこまい広域白老支所	支所長	
26	白老町高齢者大学	学長	
27	白老町青少年育成の会	会長	



27団体の団体で構成（事務局：白老消費者協会）

苫小牧警察署・消費者協会・町内会連合会・社会福祉協議会・
高齢者クラブ連合会・防犯協会・金融協会・高等学校・校長
会・PTA連合会・婦連協・JC・各郵便局・漁組・JA



- ・近年、悪質商法やヤミ金融、おれおれ詐欺、ワン切り（携帯電話）など消費者被害が増加し、その手口も極めて悪質、巧妙化し、大きな社会問題となっている。
- ・このため、関係機関・団体が連携して、消費生活に関する情報の提供や消費者教育、啓発活動を行い、消費者被害の未然防止を図る。



・情報交換会の開催

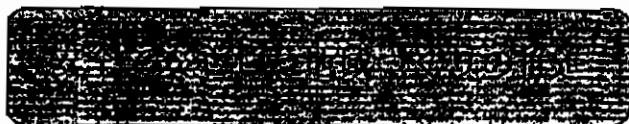
警察、北海道消費者協会、消費生活相談員等からの新しい情報提供や、構成団体の実体験等の情報交換を実施。

・消費者教育及び模擬体験の開催

警察等の協力を得て、構成団体（学校・企業等）に出向き、消費者教育を実践するとともに、おれおれ詐欺防止のための模擬体験を実施。

・啓発活動

町内外のイベントでの啓発活動や消費ネットしらおいだよりの発行。



消費者被害防止情報

消費者被害情報 NO.4 2005.10
発行：白老町消費者被害防止ネット
ワーク代表 野田頭 正道
〒059-0905
白老町大町2丁目3-4
しらおい経済センター2階（白老消
費者協会内）
TEL・FAX0144-82-4722

ここ数年、携帯電話は驚異的に普及し、いまや、生活にかかせないものになっています。便利な点が多い携帯電話ですが、反面、「身におぼえの無い請求がきた」「迷惑メールがたくさん来る」などのトラブルが後を絶ちません。いまや、小・中学生でも携帯電話を持っているなど、今後ますます携帯電話を利用する人が増えてきます。トラブルに巻き込まれないよう賢く利用しましょう。

そのクリック、ちょっと待て！



事例

メールの着信があった。開いてみるとアダルトサイトにつながったのですぐ切ったが、入会金2万円の請求メールが届いた。

無料と表示されたアダルトサイトを開いたら、利用料を3日以内に支払わなければ1日千円の延滞料が加算されるとあったので利用料を支払ったところ、次々と請求の電話が入るようになった。

注意事項

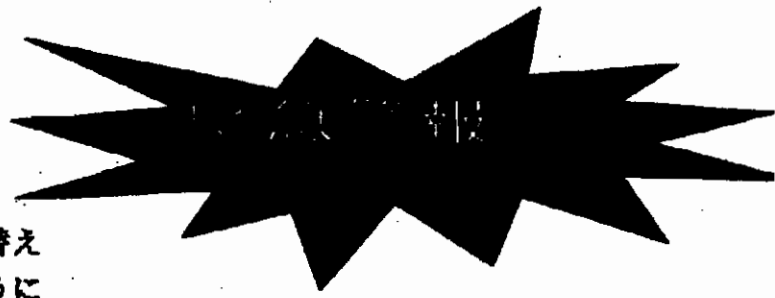
- 知らないところからのメールは容易にアクセスしない。
- 自分の意志で有料サイトを利用した場合でも、延滞料は商法で年利6%、消費者契約法でも年利14%迄で、それ以上は無効です。法外な延滞料に応じることはありません。
- 有料・無料にかかわらず、はじめにサイトの利用規約を必ず読む。
- いきなり「登録された」と請求された場合は、契約無効が主張できます。自分で業者に連絡しないで、必ず、消費者相談窓口にご相談しましょう。
- まったく覚えのない請求は無視しましょう。決して業者に問い合わせるはいけません！
- 携帯電話の製造番号や機種情報に個人を特定する情報（電話番号・メールアドレス・住所氏名など）は含まれていません。業者の「あなたの固体識別番号を入手した」などと言う巧妙な手口に騙されないで。決して自分から連絡をいれてはいけません。

今、白老で、こんなこと・・・

事例

玄関横や庭先にある散水栓（水道蛇口）を点検するそぶりで「外の散水栓も年数で取り替えが必要だ」と、まるで義務付けられているように交換を迫る。

- 水道蛇口（家の中にあるものも、外にあるものも）は交換義務のあるものではありません。役場の水道課の職員のように装うケースもありますので、だまされないようにして下さい。



事例

「家の掃除（じゅうたん、フローリング）をさせてくれませんか？料金は500円で結構です。」と電話が入る。500円で掃除してもらえるならと勧誘に応じると、家に来てきれいに掃除してくれるが、その後、掃除に使用した掃除機や掃除用具などを購入させる。さらに、空気清浄器や浄水器など、次々と購入させられる羽目に・・・。

- 商品の販売であるという目的を明示しないで勧誘することは、改正特定商取引法違反です。勧誘に先立って販売が目的であることを明示することが義務付けられました。



事例

排水管の点検と言って、水回り（台所やトイレ、風呂などの床下）にもぐって、「土台が腐っている。」などと不安にさせて、床下換気扇や除湿剤の散布をすすめる。すぐに、大量の粉（除湿剤）をまかれてしまう。

- 除湿剤をまかれてしまっても、工事が終わってしまっても、契約日を含め8日間以内であればクーリングオフができます。あきらめず、業者に伝えましょう。業者がクーリングオフを妨害してはいけないことになっています。

- 苫小牧警察署警務課相談係、生活安全課 (TEL35-0110) 及び白老交番所 (TEL82-2029)
- 白老消費者協会 (TEL82-4722)
- 白老町役場生活環境課消費生活相談員・●●● (TEL82-2265)

平成17年9月15日

各位

北見市消費者被害防止ネットワーク会議

議長 山川 尚子

違反広告物(ヤミ金等)撤去合同パトロール活動の実施について

日頃より、当ネットワーク会議に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費者被害防止ネットワーク会議の諸活動が消費者の間に徐々に拡がり、悪質商法から市民を守るための情報提供や連携が進みつつあります。9月12日にはネットワーク会議が主催してサラ金、ヤミ金などによる多重債務問題の市民セミナーを開催いたしました。特にヤミ金は市民を犯罪に巻き込むものであり責任のある機関の対応が求められるという指摘がありました。最近の消費者相談の動きの特徴は高齢者を狙った布団などの次々販売の増加や法律で規制されている催眠商法業者が巧妙に訪問販売を繰り返す事例がみうけられます。構成団体のみなさんには悪質な業者や手口の情報を入手した場合はネットワーク事務局にお寄せ下さい。なお会議開催や情報紙作成の際に関係者に周知下さいますようお願いいたします。

つぎに9月28日(水)に標記ヤミ金広告物撤去活動を行います。つきましてはお忙しいとは存じますがご協力下さいますようお願いいたします。別紙の要領で実施しますがお手伝いいただける団体におかれましては下記ネットワーク事務局へお知らせ下さい。

北見市消費者被害防止ネットワーク会議

幹事団体 (北見消費者協会、北見警察署、北見市)

事務局 市民環境部市民の声をきく課消費生活担当

電話 25-1149 FAX 25-4992

メールアドレス koekiku@city.kitami.lg.jp

北見市消費者相談室 北見市北4条東4丁目 市第2分庁舎 電話 23-4013

北 網

学園祭にぎわい

あつたうん @ たうん



【網走】東京農業大生 日の三連休中に約970
物産学部で学園祭「収 0人がキャンパスを訪れ
種祭」が開かれ、8、10 たい写真!!

今年には学内で飼育しているエミューやヤギ、ウサギを構内に設置した「ふれあい牧場」で公開。愛らしい姿の動物に、子どもたちが歓声を上げた。各研究室や同好会による模擬店では、食品理工学研究

室の牛乳など、東農大ならではの出店もあり、人気を集めた。

優れた展示、発表に贈られる学部長表彰は、「サケと食」をテーマにサケの生態などを研究発表した生物生産学科の水圏生物科学研究室に金賞が贈られた。

違反広告やめて

【北見】官民13団体でつくる市消費者被害防止ネットワーク会議(山川尚子議長)が、市内の電柱にはられたヤミ金などの違反広告物を撤去する合同

ヘラを使って違反広告物を撤去する職員



パトロールを実施した。網走支庁や北見市、消費者協会職員ら17人が参加した。南大通や夕陽ヶ丘通りなどでヘラを使って、750枚をはずし、

広告物の表示書に知らせた。電柱に取りつけた店「山川議長は「昨年撤去した後にまたはられており、イタチごっこ。市民と協力して、はがしていきたい」と話している。

1度契約した人が何度も狙われる 資格講座の二次被害

事例 1

5年前に行政書士の資格を取るために通信講座を申し込んだ。ローンはすでに払い終わっているが、仕事が忙しいのでほとんどやらず、資格も取っていない。

最近電話があり、「以前契約した資格講座が終了していないので、すぐに継続の契約をする必要がある。」と契約を迫られた。

事例 2

以前に通信講座を受講したことがあるが、資格を取得しないまま現在に至っている。

最近「このままでは業者からの勧誘が続くので、あなたの名前を名簿からはずしてあげる。削除するためには20万円かかります。」というような電話が頻繁にかかってくる。



資格講座の料金を払ってしまえば契約も終了します。事例1のように「資格を取っていないから」と継続の契約を迫られることは、名簿から削除するためにはお金の支払が必要となる場合があります。また、業者間で連絡がとれないままに勧誘の場合同様あります。

自分に必要のないときはキリハリ断る!

業者の話をおもひにしない!

新たな契約の場合は、8日間以内ならクーリング・オフができます。

振り込め(オレオレ)詐欺が増えています!

10月に入り釧路市内でわかっているだけで4件の被害があり、被害金額は最高で一件100万円にも上ります。この他にも未遂ですが、消費生活相談室に相談が何件か寄せられています。

最近では、事前に「携帯電話の番号が変わった」と連絡してきて、後日「会社でミスをしたのでお金を振り込んでくれ」などと要求してきます。本人と連絡が取れるまでは絶対に振り込まないように!



消費生活に関するご相談は

釧路警察署 相談センター #9110
釧路市消費生活相談室 24-3000まで!

NO. 3 平成17年10月発行
発行・編集 釧路市消費者被害防止ネットワーク幹事会
釧路市幸町9-1 釧路市交流プラザさいわい5階
TEL 24-2037 FAX 24-2075

悪質リフォーム詐欺

多発中！！

以下のような住宅リフォーム詐欺が多発しています

業者を装って家を訪問

無料診断をすると言って上がり込む

家が傷んで危険だと脅す

工事を頼むと

いり加減な工事

または

代金だけ受け取り工事をしない



連絡がとれなくなり、姿をくらます

鋼路市内でも被害が発生しています！

- 無料・格安という甘い言葉に騙されない！
- その日に決めず家族などに相談する！
- はっきり断り、絶対に家に上げないようにする！

※ 契約後も解約可能です！警察署に相談して下さい！！

